平成２１年（フ）第７１２５号
奈良県大和郡山市南大工町24番地　白樺ハイツ郡山104号
破産者　柴尾　　衛
1　期日　平成21年12月17日午後３時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第３６号
北海道網走市大曲２丁目６番３―101号、開始決定時の住所北海道網走市潮見８丁目17番９号
破産者　小林　和男
異議申述期間　平成22年１月４日まで
平成21年11月６日　釧路地方裁判所網走支部

平成２０年（フ）第３８号
北海道斜里郡小清水町字浜小清水４番地６
破産者　有限会社オホーツクマリンパレス
異議申述期間　平成22年１月４日まで
平成21年11月６日　釧路地方裁判所網走支部

平成２０年（フ）第３２０６号
福岡市西区福重３丁目12番５号
破産者　株式会社テクニカル誠
異議申述期間　平成22年１月６日まで
平成21年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２３号
愛媛県今治市旭町１丁目１番地３、旧住所愛媛県今治市東村２丁目２番30号
破産者　岡崎　　洋
異議申述期間　平成21年12月28日まで
平成21年11月９日　松山地方裁判所今治支部

平成２０年（フ）第１９０号
福岡県大野城市御笠川６丁目７―１、商業登記簿上の本店所在地北九州市小倉北区西港町123番地の10
破産者　株式会社蒲正
異議申述期間　平成22年１月12日まで
平成21年11月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第６２２号
福岡県春日市日の出町２丁目59番地　メゾンフルール南福岡502号、開始決定時の住所宮崎市月見ケ丘７丁目11番25号
破産者　有坂　順三
異議申述期間　平成22年１月12日まで
平成21年11月９日　　宮崎地方裁判所破産係

免 責 決 定

平成１５年（モ）第１０６４４号
（平成１５年（フ）第２３８号）
北海道旭川市永山４条３丁目２番９号
破産者　藤原　義春
主文　破産者を免責する。
平成21年11月６日　　旭川地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１４９０号
福岡県宗像市田熊５丁目６番20号
破産者　藤井　初美
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２０９８号
東京都港区海岸３丁目４番20号
清算株式会社　日本映像制作株式会社
代表清算人　大森　康之
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１０２号
東京都港区西新橋１丁目22番14号
清算株式会社　株式会社ひばり
代表清算人　藤原　吉彦
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１０３号
東京都港区西新橋１丁目22番14号
清算株式会社　株式会社ＴＭ
代表清算人　藤原　吉彦
1　決定年月日　平成21年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１０４号
東京都渋谷区渋谷２丁目10番６号
清算株式会社　株式会社ファシエール
代表清算人　宇都宮三容
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第５号
長野県上伊那郡宮田村2053番地７
清算株式会社　オプトワン株式会社
代表清算人　小田切　章
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算終結

平成１９年（ヒ）第１号
福井県小浜市府中第15号８番地
清算株式会社　株式会社スカイ・ビルド横山
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所敦賀支部

船舶所有者等責任制限手続廃止

平成２０年（船）第１号
広島県福山市内海町1118番地の２
申立人　メイクマリン有限会社
主文　本件責任制限手続を廃止する。
平成21年11月４日　　広島地方裁判所

監 督 命 令

平成２１年（再）第５２号
大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁224番地
再生債務者　日の本土木株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　阪口　彰洋
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５３号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分615番地の２
再生債務者　小松製粉工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区難波３丁目７番12号ＧＰ・ＧＡＴＥビル７階　塩路法律事務所　弁護士　塩路　広海